

初回精密検査費用助成のご案内



北海道では、市町村や保健所が実施する肝炎ウイルス検査や、職域・妊婦健康診査・手術前の肝炎ウイルス検査において、陽性と判定された方を対象に、初めて医療機関で受ける精密検査の費用を助成します。

助成までの流れ

受診

※領収書・診療明細書は、必ず保管してください。

書類作成

※申請に必要な様式は、北海道のホームページからダウンロードできます。

申請

※申請書類一式を北海道に提出します。

① 助成の概要について

対象者	北海道内に住所を有する者で、以下の全ての要件を満たす方 ア 医療保険各法(後期高齢者含む。)の規定による被保険者又は被扶養者 イ 次のいずれかで実施した肝炎ウイルス検査を受け、陽性の判定を受けた方 （１）市町村もしくは保健所 （２）職域（職場） （３）妊婦健康診査 （４）手術前検査 ウ 陽性者のフォローアップに同意された方 ※原則１年以内に肝炎ウイルス検査において陽性と判定された方が対象
助成対象費用	初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び「③助成対象となる検査」に関連する費用として知事が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。
助成回数	１回（初回のみ）

裏面もごらんください

② 申請に必要な書類

- (1) 肝炎検査費用請求書（別記様式1-1）
- (2) 医療機関発行の領収書及び診療明細書※1
- (3) 肝炎ウイルス検査の結果がわかる書類（初回精密検査を受ける前の検査）
陽性判定を受けた場合ごとに、次の書類を提出すること。
 - ア 市町村もしくは保健所
 - ・検査（検診）の結果通知書の写し
 - イ 職域（職場）
 - ・職域の肝炎ウイルス検査を受けたことの証明書（別記様式3-1）
 - ウ 妊婦健康診査
 - ・母子健康手帳の写し（検査日、検査結果が分かるページ）※2
 - エ 手術前検査
 - ・肝炎ウイルス検査の結果通知書
 - ・肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算出されたことがわかる診療明細書の写し

※1 紛失した場合は、医療機関の証明を受けた肝炎検査費用証明書

※2 手帳により確認ができない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書

※様式は北海道のHPからダウンロードできます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tokusitu/semitukennsa.html>

③ 助成対象となる検査

血液形態・機能検査	末梢血液一般検査・末梢血液像
出血・凝固検査	プロトロンビン時間・活性化部分トロンボプラスチン時間
血液化学的検査	総ビリルビン・直接ビリルビン・総蛋白・アルブミン・ ALP・ChE・ γ -GT・総コレステロール・AST・ ALT・LD
腫瘍マーカー	AFP・AFP-L3%・PIVKA-II半定量・ PIVKA-II定量
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原・HBe抗体・HCV血清群別判定・ HBVジェノタイプ判定 等
微生物核酸同定・ 定量検査	HBV核酸定量・HCV核酸定量
超音波検査	超音波断層撮影法（胸腹部）

申請書提出先・お問い合わせ先

【札幌市・旭川市・函館市・小樽市以外にお住まいの方】

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号：011-206-6026

【札幌市・旭川市・函館市・小樽市にお住まいの方】

各市保健所（札幌市は各保健センター）

令和7年1月発行